

平成 29 年 8 月 29 日

特定非営利活動法人 地球生物会議 (ALIVE) 殿

貴団体より 2017 年 8 月 16 日付で寄せられた質問に対して、以下のようにお答え致します。

東京大学大学院農学生命科学研究科長

丹 下 健



記

<今回の追加質問>

補足資料では、牛、馬、豚、羊、山羊などの中・大動物の具体的な殺処分方法について定めていますか？ 定めている場合、どのように定めているかご教示ください。(該当部分を抜粋してお示しいただくと大変助かります。) また、ホームページでは公開されていないようですが、教員や学生がいつでも見られる状態にあり、かつ周知がされているものでしょうか？

回答：

公開はしていないが、本学の学内専用ページ「ライフサイエンス研究支援」に、表「(A) 各種動物における許容される安楽死法 (例)」(添付資料)が掲載されている。学内の教員、学生等は常時、閲覧することが可能である。もちろん、当研究科の教員、学生等も自由に見ることができる。さらに、当研究科の教員、学生等が当該ページに辿り着きやすいように、当研究科ホームページのライフサイエンス支援 (学内専用) のページから上記の「ライフサイエンス研究支援」へリンクを張っている。

この表において、牛、馬、豚、羊および山羊は「家畜類」として一括されており、安楽死法として、「バルビツール静脈内投与」、「バルビツール腹腔内投与」および「炭酸ガス吸入」が例示され、一方「頸椎脱臼」や「断首」は不適切であることが示されている。

前回お答えしたように、適切な安楽死法は科学の進展等により見直されることがあるので、最新の情報を参考にするよう呼びかけている。当研究科では毎月、動物実験委員会を face to face の形式で開催し、動物実験計画の審査を行っているが、安楽死法に関しては使用する薬剤も含めて厳しくチェックしている。疑義がある場合は必ず、実験計画の立案者に確認し、見落とし等のないように努めているところである。

以上

添付資料 「(A) 各種動物における許容される安楽死法 (例)」

## 実験動物の安楽死処置

### (A) 各種動物における許容される安楽死法 (例)

下記の表は「実験動物の飼養及び保管等に関する基準の解説」(ぎょうせい)に示されたものである。適切な安楽死法は科学の進展等により見直されることがあるので、最新の情報を参考にする( AVMA\* Guidelines for the Euthanasia of Animals: 2013 edition <http://www.avma.org/KB/Policies/Documents/euthanasia.pdf> ) . \* AVMA: American Veterinary Medical Association

動物種	バルビツール	炭酸ガス吸入	頸椎脱臼	断首
マウス	+ (i.v.)、(i.p.)	+	+	+
ラット	++ (i.v.)、(i.p.)	+	+	+
モルモット	+ (i.v.)、(i.c.)、(i.p.)	+		
小型齧歯類	++ (i.v.)、(i.p.)	+	+	
ウサギ	+ (i.v.)、(i.c.)、(i.p.)	+		
ネコ	+ (i.v.)、(i.p.)	+		
イヌ	+ (i.v.)、(i.p.)	+		
トリ類	+ (i.v.)、(i.p.)	+	+	
サル類	+ (i.v.)、(i.p.)	+		
家畜類	+ (i.v.)、(i.p.)	+		
下等脊椎動物	+ (i.v.)、(i.p.)	+		+

\* i.v.: 静脈内投与、i.p.: 腹腔内投与、i.c.: 心臓内投与